

平成30年7月以降は、飼料添加物「硫酸コリスチン」を含む飼料の使用は禁止となります！

コリスチンは、家畜の飼料添加物として使用されてきましたが、平成29年1月に食品安全委員会により、薬剤耐性の観点から硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価されたため、平成30年7月から硫酸コリスチンを含む飼料の使用が禁止されます。

6月中に飼料の表示を確認し、硫酸コリスチンが添加物として含まれている飼料については、6月中にできるだけ使用して、7月以降は使用しないでください。万一、残ってしまった場合は、適切な処理にて速やかに廃棄をお願いします。

動物用医薬品「コリスチン製剤」は第二次選択薬として限定的に使用しましょう！

また、動物用医薬品としての「コリスチン製剤」は、豚（4カ月齢以下）及び牛（6カ月齢以下）の細菌性下痢症の治療に使用されていましたが、平成30年4月より、薬剤耐性菌の観点から、他の抗菌剤が効かなかった場合に使用する第二次選択薬として位置づけられました。

次の事項を理解した上で、獣医師の指示に基づき、慎重使用を徹底し、薬剤耐性菌の出現防止に努めてください。

- 第一次選択薬が無効の症例に限り使用すること
- 薬剤感受性を原則確認し、投与は必要最低限の期間とすること
- 定められた用法・用量を厳守すること
- 定められた期間内であっても反復投与は避けること
- 投与開始後3日以内に治療効果を確認し、効果が見られない場合は獣医師の判断に基づき薬剤の変更等を行うこと



神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

